

(10) 浅草寺周辺景観形成特別地区

1) 対象区域

本地区は、浅草寺及び仲見世の周辺の地区とします。

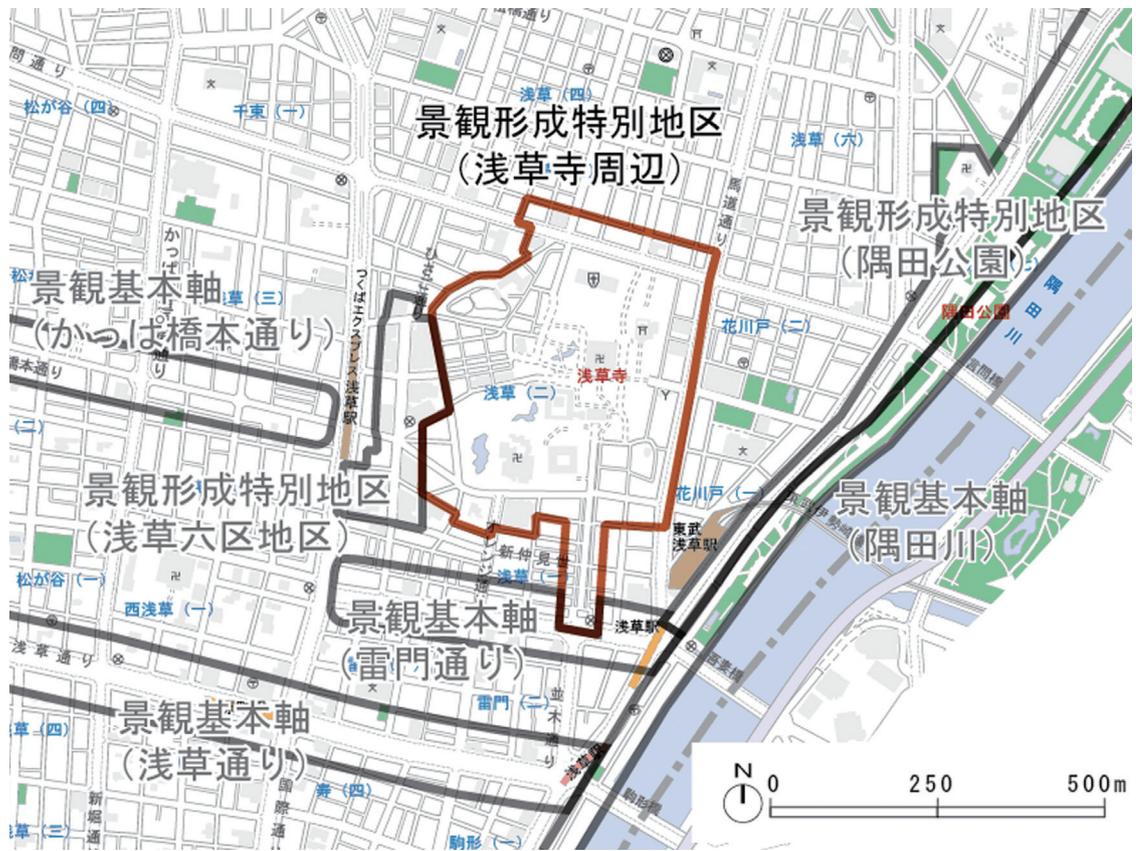


図 2-11 対象区域

## 2) 景観特性

- 浅草寺周辺地区は、区を代表する観光地である浅草寺や浅草神社を中心として、浅草寺への参道となる仲見世や伝法院通り、奥山おまいりまち、花やしき通り等の特徴ある通りから構成され、国内外から人が訪れる国際的観光拠点です。
- 浅草寺や浅草神社をはじめ、雷門、宝蔵門、五重塔、伝法院と庭園、二天門、弁天堂などの重要な資源が多く存在しており、特に宝蔵門や浅草寺本堂、浅草神社への眺めは、昔から変わらない記憶を伝える大事な風景として非常に多くの人に親しまれています。
- 浅草寺の初詣や三社祭、羽子板市など、一年を通して多くの行事が季節の風物詩として親しまれており、これらも季節の景観資源として重要な財産です。
- 周辺の多様な特徴ある通りや界隈では、昔ながらの商店等と新たな建物や店舗等が混在するなど、時代に応じた様々な変化を受け入れながら、雑多な中にも通りや界隈の賑わいや個性をつくっています。
- 奥山おまいりまちや伝法院通り、花やしき通りは、近年、景観まちづくり協定の締結<sup>2</sup>とそれに合わせた商店街整備事業によって、ファサードの整備や看板類の統一、ファニチャー類の整備を行い、特徴あるさまざまな通りを楽しく歩ける景観づくりが行われています。
- 浅草公会堂等の一部の建物を除いて、比較的小規模な店舗や住商併用の建物からまち並みが構成されています。観光地の浅草らしい特徴のあるみやげ物屋、飲食店等が並んでおり、趣のある設えを守る老舗の店も界隈の個性を演出しています。
- 新しく建てられた店舗等にも、和風のデザインや落ち着いた色彩や素材を用いるなど、歴史ある浅草地区にふさわしいものとなるように景観を意識した建物も見られます。
- 浅草寺と伝法院の庭園等の豊富な緑は、台東区の中でも緑の拠点となっているとともに、潤いを感じさせる景観を形成しています。特に今後、東京スカイツリーから見た景観づくりが重要になってくる事を踏まえ、浅草の緑を上野の森につなげていくような景観づくりが必要です。
- 店先にプランターで緑を設ける店舗等も見られ、これらの緑の設えが通りに潤いのある景観を演出しています。



▲ 仲見世通り



▲ 伝法院通り

2 旧条例で認定された景観協定を指す。台東区景観条例付則(経過措置)第7項では、旧条例第26条第2項の規定により認定された景観協定は、新条例第30条第2項の規定により認定された景観まちづくり協定とみなすとしている。

### 3) 景観形成の目標（基本的方向）

浅草寺周辺地区は、浅草寺を中心とした国際的な観光拠点であり、仲見世、伝法院通りなどの特徴のある商店街が集積しています。また、雷門、宝蔵門、浅草寺本堂など浅草を代表する歴史的景観資源や、それらを眺める古くから変わらない大事な風景が存在します。さらに、三社祭など季節の風景も景観資源です。これらの地域性や様々な時代の歴史的層性を活かしながら景観まちづくりを進めていくと同時に、区民や観光客が回遊したくなるようなまちなみの創出を図り、緑豊かで潤いのある都市景観の形成を目標とします。

#### 1 歴史や文化を活かした絵になる景観づくり

浅草寺や浅草神社などのシンボルとなる歴史的景観資源を宝として、それらがつくる眺めや風景を守るとともに、三社祭等季節の風景も映える、歴史や文化を活かした絵になる景観づくりを進めます。

#### 2 多彩な個性ある商店街を活かした景観づくり

仲見世や景観まちづくり協定による景観づくりを進めてきた商店街など個性的なエリアが集積しており、界隈や通り毎の個性を活かした景観づくりを進めます。

#### 3 隅田公園と浅草寺境内の緑を周辺地域に広げる景観づくり

隅田公園と浅草寺の境内の豊かな緑は、台東区はもとより東京都にとっても上野恩賜公園と並ぶ大変貴重な財産となっています。これらの緑を浅草通りやかっぱ橋本通り、隅田川を介して台東区全域に広げていく景観づくりを進めます。

#### 4 景色を楽しみながら回遊できる景観づくり

浅草寺周辺は多彩な個性空間や様々な景観資源が存在しており、それらの資源を楽しみながら回遊できる景観づくりを進めます。



▲ 浅草神社



▲ 花やしき通り商店街

#### 4) 景観形成方針【法第8条第3項】

### 1 浅草の歴史的・文化的景観資源を活かした景観を形成します

浅草のシンボルとして親しまれてきた建築物など景観資源の周辺では、これらの資源を活かし、眺めを引き立てるまち並みとなるように配慮します。さらに、祭等の賑わいが映えるような舞台としてのまち並み景観を形成します。

- 重要な眺めを阻害しない周囲の建物のスカイラインの協調を図ります。  
(主要な眺め)  
仲見世から宝蔵門、宝蔵門から浅草寺本堂、浅草神社への眺め
- 資源に隣接するものは素材や設えの協調を図ります。
- 資源への眺めを阻害しないように周辺建物の屋上広告物の設置位置や色彩の配慮を図ります。
- 祭が映えるように、御輿ルート沿いの建築物等は落ち着いたデザインや色彩の工夫を図ります。



▲ 浅草寺本堂への眺め

### 2 通りや界隈の個性を活かし、賑わいのある景観を形成します

景観まちづくり協定を締結し、景観整備を実施している商店街等では、今後も協定に合わせた建て替え等を行っていきます。また、その他の通りにおいても各々の通りの個性を読み取り、浅草の賑わいがより映えるように周辺と調和したまち並みを形成します。さらに店舗等の設えを工夫し、景観の背景となる建物を落ち着いた色のある設えとするなど通りの賑わいを創出します。

- 景観まちづくり協定の内容を反映した建物デザインの誘導を図ります。
- 建築物は低彩度を基調とした落ち着いた色のある色彩とし、景観色彩ガイドラインに適合させます。
- 美しく経年変化する石や木などの自然素材や、銅板などの金属等の活用を図ります。
- 色彩・素材や凹凸のある壁面形状等により適度に節化された外観・ファサードの演出を図ります。
- 周囲の店舗等と合わせ、通りの雰囲気や損ねない看板のデザインや設置位置の工夫を図ります。
- 通りに対して開放的な店舗等のデザインや商品のディスプレイの工夫を図ります。
- 建物のライトアップなど、美しい夜間景観の創出を図ります。



▲ 景観まちづくり協定を結んだ伝法院通り

### 3 まちなかでも緑を感じさせる景観を形成します

店先緑化など小スペースの緑化による潤いを感じさせる通りの景観を形成するとともに、東京スカイツリーからの眺めを意識し、浅草寺周辺から上野の森まで緑をつなげる景観づくりを行います。

- 店先への緑や草花の設置による、潤いと落ち着きのある設えの工夫を図ります。
- スペースがない場合でも、プランター等の設置による工夫を図ります。
- 屋上緑化やベランダ、バルコニーの緑化を図ります。
- セットバック部分への緑の配置やベンチ等の佇める場の設置を図ります。

### 4 景色を楽しみながら回遊できる景観を形成します

限界や通りを特徴づける景観づくりを進め、それぞれの通りの入口や交差する角を魅力的に設えるなど、浅草寺周辺の様々な個性ある通りや境界を楽しく、わかりやすく回遊できるような景観づくりを行います。

- 街角の店構えを開放的にするなど、道路と一体的なデザインの工夫を図ります。
- 通りや境界の入口部を回遊しやすくなるようなデザインの工夫を図ります。
- 通り毎に建物のしつらえに特徴を出し、協調させる工夫（景観まちづくり協定の活用）を図ります。

### 5 まち並みに表情が感じられる景観を形成します

建築物の設備や屋外広告物が周囲から突出するなどして景観を損なわないようにデザインを工夫します。

- 建築設備や附帯設備の通りから見えない位置への配置や、緑化やルーバーによる修景を図ります。
- 地域と関係のない屋外広告物、看板等の掲出は極力避けます。
- 屋外広告物、看板等は商店街の単位で協調させてデザインするなど、浅草のイメージにあったものとしします。



▲ 仲見世の裏通り

## 5) 景観形成基準（行為の制限）【法第8条第2項2号】

地域の景観特性を活かし、地域の魅力を高める配置・形態意匠とし、敷地全体でバランスの取れた外観とするとともに、建築物・工作物・開発行為の各基準に適合するものとします。

### ■建築物の景観形成基準

項目	景観形成基準
配 置	<input type="checkbox"/> 敷地内やその周辺に歴史的・文化的な資源（祭りの場など）や残すべき自然などがある場合は、これらを活かした配置となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 隣接する建築物の壁面の位置などに配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場、駐輪場や設備は、通りや主要な歩行者動線から見えない位置に配置する。やむを得ず通りに面する場合は、植栽や目隠しなどによって、目立たせないようにする。
高さ・規模	<input type="checkbox"/> エリア内の通りから見える建築物は、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。 <input type="checkbox"/> 浅草寺本堂の背後建築物は、宝蔵門からの見え方に配慮する。
形態・意匠 色彩	<input type="checkbox"/> 建築物に附帯する屋外設備や階段等は、高層階や上空からの視線に配慮するとともにエリア内道路から見えない位置に配置する。やむを得ない場合は、建築物と一体的な意匠とするか、ルーバーや緑化などにより修景するなど、周囲から目立たない工夫を施すなど建築物本体や周辺との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 建築物等の色彩や素材は、次の事項に適合するとともに周辺との調和を図る。 ・外壁の素材は、耐久性があるものを積極的に使用し、光沢があるものは控える。 ・地域で親しまれている色彩（別表参照）の活用に努める。 ・外観の色彩は、別表に定める基準に適合するものとする。 <input type="checkbox"/> エリア内にあるそれぞれの景観まちづくり協定の区域に該当する場合はその協定の内容に沿ったデザイン・色彩を最大限尊重する。
公開空地 外構・緑等	<input type="checkbox"/> 高層階や上空からの視線に配慮し、できるだけ屋上緑化を図る。 <input type="checkbox"/> 緑地や植栽等に照明を設置するなど、夜間でも適度な明るさを確保するよう努める。 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場の出入り口は、できるだけ通りから見えないように植栽等で修景する。

### ■工作物の景観形成基準

項目	景観形成基準
高さ・規模	<input type="checkbox"/> 浅草寺からの眺望に対して圧迫感を感じさせないよう配慮する。
色彩	<input type="checkbox"/> 色彩や素材は、次の事項に適合するとともに、周辺との調和を図る。 ・素材は、耐久性があるものを積極的に使用し、光沢があるものは控える。 ・地域で親しまれている色彩（別表参照）の活用に努める。 ・外観の色彩は、別表に定める基準に適合するものとする。

### ■開発行為の景観形成基準

別表1参照